

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（特定工作物）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 法第四条第十一项の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。</p> <p>一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第五条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）</p> <p>二 略</p> <p>（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）</p> <p>第七条の五 法第十二条の五第五項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> | <p>（特定工作物）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 法第四条第十一项の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。</p> <p>一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）</p> <p>二 略</p> <p>（法第十二条の五第四項第二号の政令で定める施設）</p> <p>第七条の五 法第十二条の五第四項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> |

(地区整備計画において定める建築物等に関する事項)

第七条の六 法第十二条の五第七項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

(地区計画の策定に関する基準)

第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 地区施設及び法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市環境を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。

二 建築物等に関する事項(再開発等促進区及び開発整備促進区におけるものを除く。)は、建築物等が各街区においてそれぞれ適正かつ合理的な土地の利用形態を示し、かつ、その配列、用途構成等が一体として当該区域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

三 再開発等促進区又は開発整備促進区における建築物等に関する事項は、市街地の空間の有効な利用、良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等を考慮して、建築物等が当該区域にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるように定めること。

四 再開発等促進区又は開発整備促進区における地区整備計画の区域は

(地区整備計画において定める建築物等に関する事項)

第七条の六 法第十二条の五第六項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

(地区計画の策定に関する基準)

第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 地区施設及び法第十二条の五第四項第二号に規定する施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市環境を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。

二 建築物等に関する事項(再開発等促進区におけるものを除く。)は、建築物等が各街区においてそれぞれ適正かつ合理的な土地の利用形態を示し、かつ、その配列、用途構成等が一体として当該区域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

三 再開発等促進区における建築物等に関する事項は、市街地の空間の有効な利用、良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等を考慮して、建築物等が当該区域にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるように定めること。

四 再開発等促進区における地区整備計画の区域は、建築物及びその敷

、建築物及びその敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)
 第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

| 地区計画等 | 事項 |
|-----------------------------|---|
| 地区計画(市街化調整区域内において定めるものを除く。) | 一・二 略 三 再開発等促進区又は開発整備促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模 四 建築物等に関する事項(再開発等促進区及び開発整備促進区におけるものを除く。)のうち、次に掲げるもの(これらの事項が都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。) イ・ロ 略 五 再開発等促進区又は開発整備促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの(ハ |

地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)
 第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

| 地区計画等 | 事項 |
|-----------------------------|---|
| 地区計画(市街化調整区域内において定めるものを除く。) | 一・二 略 三 再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第十二条の五第四項第二号に規定する施設の配置及び規模 四 建築物等に関する事項(再開発等促進区におけるものを除く。)のうち、次に掲げるもの(これらの事項が都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。) イ・ロ 略 五 再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの(ハに掲げるものにあつ |

| | |
|---|---|
| 略 | 略 |
| | <p>に掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えて定められる場合に限る。）</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>六 略</p> <p>七 法第十二条の十二に規定する開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域</p> |

(許可を要しない開発行為の規模)

第十九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、次の表の第一欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。

ただし、同表の第三欄に掲げる場合には、都道府県（指定都市等（法第二十九条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）又は事務処理市町村（法第三十三条第六項に規定する事務処理市町村をいう。以下同じ。））の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。第二十二條の三、第二十三條の三及び第三十六條において同じ。）は、条例で、区域を限り、同表の第四欄に掲げる範囲内で、その規模を別に定めることができる。

表 略

2 略

| | |
|---|---|
| 略 | 略 |
| | <p>ては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えて定められる場合に限る。）</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>六 略</p> |

(法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模)

第十九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、次の表の第一欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。

ただし、同表の第三欄に掲げる場合には、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村（法第二十九条第一項第四号に規定する事務処理市町村をいう。以下同じ。））の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。第二十二條の三、第二十三條の三、第三十一条及び第三十六條において同じ。）は、条例で、区域を限り、同表の第四欄に掲げる範囲内で、その規模を別に定めることができる。

表 略

2 略

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業若しくは同条第五項に規定する索道事業で一般の需要に供するものの用に供する施設である建築物又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物

五 七 略

十八 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館の用に供する施設である建築物

十九 二 二 略

二十三 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物

二十四 二 五 略

二十六 国、都道府県等(法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう)、市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別

(法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第五項に規定する索道事業で一般の需要に供するものの用に供する施設である建築物又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物

五 七 略

十八 二 一 略

二十二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、都の特別区を含む。以下この条において同じ。)が設置する市場の用に供する施設である建築物

二十三 二 四 略

二十五 市町村、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する庁

区を含む。以下この号において同じ。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの

ホ 宿舍（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）

二十七～三十 略

（開発行為の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第二十二條 法第二十九条第一項第十一号の政令で定める開発行為は、次

舎、研究所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物

二十六～二十九 略

（法第二十九条第一項第十二号の政令で定める開発行為）

第二十二條 法第二十九条第一項第十二号の政令で定める開発行為は、次

に掲げるものとする。

一〇六 略

(主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物)

第二十九条の五 法第三十四条第一号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める公益上必要な建築物は、第二十一条第二十六号イからハまでに掲げる建築物とする。

(危険物等の範囲)

第二十九条の六 法第三十四条第八号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める危険物は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二条第一項の火薬類とする。

2 法第三十四条第八号の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、火薬類取締法第十二条第一項の火薬庫である建築物又は第一種特定工作物とする。

(市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当な建築物等)

第二十九条の七 法第三十四条第九号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は

に掲げるものとする。

一〇六 略

(法第三十四条第七号の政令で定める危険物等)

第二十九条の五 法第三十四条第七号の政令で定める危険物は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二条第一項の火薬類とする。

2 法第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で定めるものは、火薬類取締法第十二条に規定する火薬庫である建築物又は第一種特定工作物とする。

(法第三十四条第八号の政令で定める建築物等)

第二十九条の六 法第三十四条第八号の政令で定める市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当な建築物又は第一種特定

、次に掲げるものとする。

一・二略

(法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準)

第二十九条の八 法第三十四条第十一号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準)

第二十九条の九 法第三十四条第十二号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、同号の条例で定める区域に、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(区域区分に関する都市計画の決定等の際土地等を有していた者が開発行為を行うことができる期間)

第三十条 法第三十四条第十三号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して五年とする。

工作物は、次に掲げるものとする。

一・二略

(法第三十四条第八号の三の政令で定める基準)

第二十九条の七 法第三十四条第八号の三の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(法第三十四条第八号の四の政令で定める基準)

第二十九条の八 法第三十四条第八号の四の政令で定める基準は、同号の条例で定める区域に、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(法第三十四条第九号の政令で定める期間)

第三十条 法第三十四条第九号の政令で定める期間は、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して五年とする。

(法第三十四条第十号イの政令で定める開発区域の面積)

第三十一条 法第三十四条第十号イの政令で定める開発区域の面積は、二

第三十一条 略

(その開発行為が行われた土地の区域内における建築物の新築等が建築等の許可を要しないこととなる開発行為)

第三十四条 法第四十三条第一項第四号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為
- 二 略

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十五条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 略

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)

十ヘクタールとする。ただし、都市計画区域における人口、産業、土地利用等の態様に照らし、これによることが不適當であると認められるときは、都道府県は、条例で、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき、区域及びその目的又は種別を限り、五ヘクタール以上二十ヘクタール未満の範囲内で、その面積を別に定めることができる。

第三十一条の二 略

(法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為)

第三十四条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十九条第一項第四号から第十号までに掲げる開発行為
- 二 略

(法第四十三条第一項第六号の政令で定める行為)

第三十五条 法第四十三条第一項第六号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 略

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)

第三十六条 都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 法第三十四条第一号から第十号までに規定する建築物又は第一種特定工作物

ロ 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ハ 略

ニ 法第三十四条第十三号に規定する者が同号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物（第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに限る。）

ホ 略

2 略

（市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない）

第三十六条 都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 法第三十四条第一号から第八号の二までに規定する建築物又は第一種特定工作物

ロ 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ハ 略

ニ 法第三十四条第九号に規定する者が同号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物（第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに限る。）

ホ 略

2 略

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

通常^レの管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十六条の二 略

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村(特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。)又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第十条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。)に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常^レの管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 略

(届出を要する行為)

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一・二 略

三 地区計画において法第十二条の五第七項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採

第三十六条の二 略

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村(都^レの特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。)又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。)に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(通常^レの管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 略

(届出を要する行為)

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一・二 略

三 地区計画において法第十二条の五第六項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採

(地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常の管理行為、
軽易な行為その他の行為)

第三十八条の五 略

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、
次に掲げるものとする。

一 略

二 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）

イハ 略

二 法第十二条の十二に規定する開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域

三 略

四 法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の五 略

(法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、
次に掲げるものとする。

一 略

二 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）

イハ 略

三 略

四 法第二十九条第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の

事業の実施に係る行為で地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

実施に係る行為で地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）</p> <p>第三百三十条 法第四十八条第十四項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。</p> <p>一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十四項及び第十五項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。</p> <p>二・三 略</p> <p>（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）</p> <p>第三百三十条の八の二 法別表第二(ウ)項第六号及び(ロ)項第七号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。</p> <p>2 法別表第二(ロ)項第六号及び(ハ)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所</p> | <p>（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）</p> <p>第三百三十条 法第四十八条第十三項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。</p> <p>一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十三項及び第十四項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。</p> <p>二・三 略</p> |

とする。

(準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百三十条の八の三 略

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百三十条の九の二 法別表第二(ウ)項第三号及び(エ)項第三号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第八項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。

イ 地区計画の区域(再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。)

にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進等による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあつ

(準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百三十条の八の二 略

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百三十条の九の二 法別表第二(ウ)項第四号及び(エ)項第三号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第八項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。

イ 地区計画の区域(再開発等促進区を除く。)

にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進等による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区にあつては、当該再開発等

ては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ハ）ホ 略

二）十五 略

2）12 略

（基準時）

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、

促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ハ）ホ 略

二）十五 略

2）12 略

（基準時）

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、

法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。)の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 略

三 増築後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

四 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

五 略

(大規模の修繕又は大規模の様替)

第三百三十七条の十二 略

2・3 略

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの

法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。)の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 略

三 増築後の法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

四 法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

五 略

(大規模の修繕又は大規模の様替)

第三百三十七条の十二 略

2・3 略

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの

規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更（第三百三十七条の十八第二項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

（建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類似の用途等）

第三百三十七条の十八 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第四十八条第一項から第十三項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

一 四 略

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定めるものとする。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。

イ・ロ 略

ハ 法別表第二(ホ)項第二号又は同表(ロ)項第三号(一)から(二十)までに掲げる用途

ニ・ホ 略

規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更（第三百三十七条の十八第二項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

（建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類似の用途等）

第三百三十七条の十八 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第四十八条第一項から第十二項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

一 四 略

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定めるものとする。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。

イ・ロ 略

ハ 法別表第二(ホ)項第二号若しくは第三号又は同表(ロ)項第三号(一)から(二十)までに掲げる用途

ニ・ホ 略

二 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

3 略

(工作物の指定)

第三百三十八条 略

2 略

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

一 六 略

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 第三百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げ

二 法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

3 略

(工作物の指定)

第三百三十八条 略

2 略

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

一 六 略

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 第三百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げ

るものについては、第百三十七条（法第四十八条第一項から第十三項までに係る部分に限る。）、第百三十七条の七、第百三十七条の十二第四項及び第百三十七条の十八第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百三十七条の七第二号及び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

るものについては、第百三十七条（法第四十八条第一項から第十二項までに係る部分に限る。）、第百三十七条の七、第百三十七条の十二第四項及び第百三十七条の十八第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百三十七条の七第二号及び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分</p> <p>ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分</p> <p>ハ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設定られた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の</p> | <p>（自動車の出口及び入口）</p> <p>第七条 自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。</p> <p>一 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分</p> <p>二 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分</p> <p>三 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設定られた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）</p> |

道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

二 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

四 橋

五 幅員が六メートル未満の道路

六 縦断勾配が十パーセントを超える道路

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止め^{コマドメ}その他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のため^{コマドメ}の部分と区分されたものに限る。） 一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ・ロ 略

二 略

3 略

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号に掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ・ロ 略

二 略

3 略

4 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りで

ない。

5 自動車の駐車のために供する部分の面積が六平方メートル以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上としなければならぬ。ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。

6 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上としなければならない。

7 自動車の出口付近の構造は、当該出口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路）

第八条 路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

- 一 自動車は円滑かつ安全に走行することができ、車路を設けること。
 - 二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。
 - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分
 - 二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上
 - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。）
 - 三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上
 - ハ その他の自動車の車路又はその部分
 - 五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上
 - 三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
 - イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。
 - ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）
- 2 自動車の車路の幅員は、五・五メートル以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあつては、三・五メートル（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては、二・七五メートル）以上とすることができる。
 - 3 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路の構造は、前二項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 はり下の高さは、二・三メートル以上であること。
 - 二 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が五メートル以上の内のり半径で回転できる構造であること。
 - 三 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。
 - 四 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十</p> | <p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項及び</p> |

六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇二十七 略

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 略

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）

に第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇二十七 略

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 略

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）

合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二 略

2・3 略

合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二 略

2・3 略

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、<u>第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）</u>、第四十三条第三項、第五十八条の二第二項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二十四〜三十一 略</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>二十四〜三十一 略</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）</p> <p>第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。</p> <p>一〇四 略</p> | <p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）</p> <p>第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。</p> <p>一〇四 略</p> |

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條第三項、第五十八條の二第一項第三号及び第五十八條の六第一項</p> <p>三〇十五 略</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号並びに第五十八條の六第一項</p> <p>三〇十五 略</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したものを（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したものを（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市計画法第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項 五～十七 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したものを（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したものを（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市計画法第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項 五～十七 略</p> <p>2・3 略</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第三十四条の二</u>第一項（同法<u>第三十五条の二</u>第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十三条第三項及び第五十八条の二</u>第一項第三号</p> <p>三 十三略</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条</u>第一項第四号及び<u>第二項</u>第二号、<u>第三十五条の二</u>第一項ただし書、<u>第四十三条</u>第一項第一号並びに<u>第五十八条の二</u>第一項第三号</p> <p>三 十三略</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十</p> | <p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項及び</p> |

六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一 略

に第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一 略

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合）にあっては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局長に委任されている場合にあっては当該市町村の長又は港務局長とする。）に協議しなければならぬ。</p> | <p>第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十二号までに掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合）にあっては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局長に委任されている場合にあっては当該市町村の長又は港務局長とする。）に協議しなければならない。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</p> <p>十一〇二十九 略</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</p> <p>十一〇二十九 略</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十〇三十 略</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十〇三十 略</p> |